

【別紙】

◇指定給水装置工事事業者の指定（新規・更新）を申請される方へ

1. 提出書類について

No.	書類名	様式	備考
1	指定給水装置工事事業者指定申請書	様式第1（第18条関係）	事業所の所在地（電話番号・FAX）等は記入漏れのないようにしてください。
2	機械器具調書及び機械器具の「写真」	別表（第18条関係）	機械器具調書の型式（型番）・性能の詳細は必ず記入し、備考欄に製造メーカー・年式等を分かる限り記入してください。 写真は機械器具の種類が（可能なら数も）判別できるもの。
3	営業所の「平面図・付近見取図」「写真」	別紙1	写真は営業所の正面・内部を写したもの。
4	誓約書	様式第2（第18条及び第34条関係）	
5	【個人の場合】申請者の「住民票」	—	申請日より3か月以内に取得したもの。
6	【法人の場合】「定款」又は「寄付行為」の謄本	—	
7	【法人の場合】「登記簿の謄本」	—	申請日より3か月以内に取得したもの。
8	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	様式第3（第22条関係）	
9	給水装置工事主任技術者証の写し	—	
10	【更新の場合】指定工事店証	—	
11	指定給水装置工事事業者 指定時確認事項調書	別紙2	任意提出。

※書類はクリップ等で留めて提出してください（ファイル等に綴る必要はありません）

2. 手数料（新規指定時、指定更新時）について

下記の指定料を指定証交付時に納付ください（指定証と共に納付書をお渡しします）。

【新規】指定給水装置工事事業者指定手数料 20,000円（水道事業給水条例第31条第2項）

【更新】指定給水装置工事事業者指定更新手数料 3,000円（水道事業給水条例第31条第3項）

3. その他

「町長が指定する給水装置工事に係る給水管及び給水用具」については、町管工事協同組合で販売委託しています（購入時にトラブルのないよう事前にお問い合わせください）。

◎問い合わせ先：町管工事協同組合（立山町米沢17番地 Tel076-462-2542）